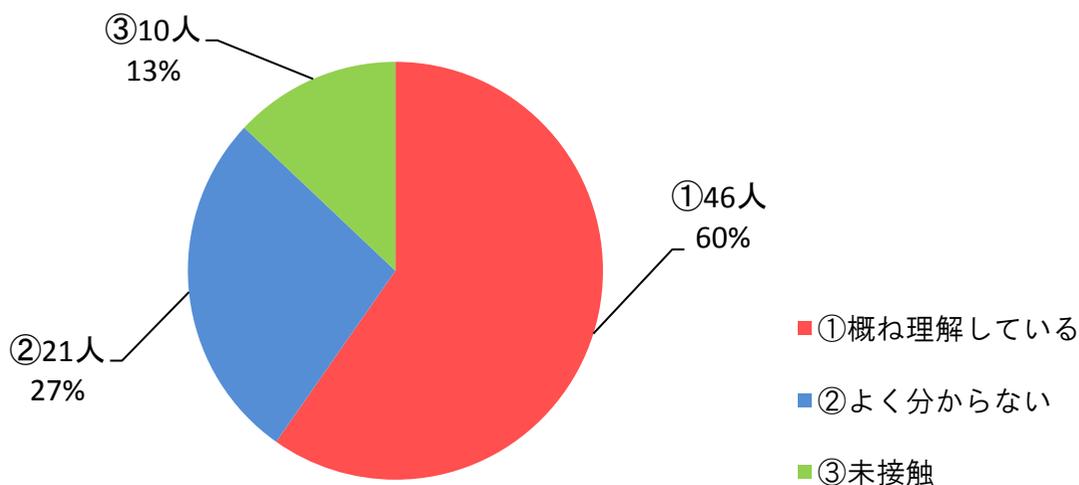


区画整理検討区域の地権者への対応について

(1) 主旨

- ・区画整理検討区域内で、益城中央線にかかる方に対し、街路事業と区画整理事業との関係性について説明を行った。
- ・対象者: 77人

(2) 説明前の地権者の理解の状況



[よく分からないと回答された方のご意見]

①街路事業と区画整理事業で、二重に土地が取られると思っていた。(10人)

②街路事業にかかるため、買収してもらおうと思っていたが、区画整理事業により、買収してもらえなくなっていた。(6人)

(3) 説明内容

- ①区画整理に取り込まれた区間は、区画整理で街路整備が行われるため、街路事業と区画整理事業で二重に土地が取られることはない。
- ②建築物などは、区画整理事業でも街路事業と同様の移転補償となる。
- ③区画整理事業では、地権者のご希望に応じて全筆を買収する方法もある。

(4) 今後の対応

◆遠方にお住まいの方や、先方のご都合で接触できていない方に対し、引き続き連絡を取り、ご理解を得る。